

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下、「本会」という。）の正会員等の旅費に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 定義

(定義)

第2条

この規定において、「正会員等」とは以下のとおりとする。

- (1) 正会員 本会定款第5条第1項第1号に規定する「正会員」
 - (2) 役員 本会定款第21条第1項に規定する「役員」
 - (3) 職員 本会理事会規程第14条第2号に規定する「職員」
- 2 前項第3号及び事務局長を総じて「職員等」とする。

第3章 旅費の支給

(県内業務における交通費の支給)

第3条

本会の県内の業務のために、正会員・役員・職員等に支給する旅費は、交通費として、【別表1】の「交通費基準」に基づき支給する。

(県外業務における旅費の支給)

第4条

本会の県外業務における旅費は、原則として、以下のように支給する。

- (1) 役員・職員等以外の正会員については、原則として、本会の県外業務を行わないため、旅費は支給しない。
- (2) 役員の県外出張旅費については、実費を支給し、本会が弁償する。
- (3) 職員等の県外出張旅費については、実費を支給し、本会が弁償する。

(宿泊料)

第5条

本会の県外業務に携わる役員・職員等の宿泊料は実費を支払う。ただし、宿泊費は1泊あたり、15,000円を限度とする。

(日当)

第6条

本会の県外業務に携わる役員・職員等には、日当を支払う。東海北陸地区子ども会連絡協議会に関わる業務については、1日2,500円とし、全国子ども会連合会に関わる業務については、1日3,500円とする。

(県内の車の借り上げ)

第7条

役員及び職員等の県内の車の借り上げについては、福井県子連の事務所を起点として、嶺南地区は3,000円、奥越・坂井地区は2,000円、その他の地区は1,000円を支給し、加えて、燃料費1リットル150円に、目的地までの距離を乗じた金額を支給する。

2 駐車場と高速代は、本会が支払う。

第3章 附 則

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

(平成26年3月15日 理事会決議)

この規程は、平成30年4月1日より改正施行する。

(平成30年3月11日 理事会決議)